

～協会からのご案内②～
《 新型コロナウイルスの影響を受ける事業者様に向けた支援 》

持続化給付金 に関するお知らせ

持続化給付金とは？
 感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支援し、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

給付額
 法人は200万円、個人事業者は100万円
※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

売上減少分の計算方法
※前年の前年比（事業収入）→（前年同月比▲50%の売上）×（12ヶ月）
 ※売上減少分は、前年同月比▲50%以上の減少分を指します。

支給対象
 ◆新型コロナウイルス感染症の影響により、
 売上が前年同月比で50%以上減少している者。
 ◆前年売上100万円以上の大企業を除き、
中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者を広く対象とします。
また、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。

相談ダイヤル
 中小企業 金融・給付金相談窓口
0570-783183（平日・休日9:00～17:00）
裏面よりよくあるお問合せにお答えします。

よくあるお問合せ

前年同月比▲50%月の対象期間はいつですか？
 2020年1月から2020年12月のうち、2019年の同月比で売上が50%以上減少した2ヶ月について、事業者の方に選択いただけます。

申請・給付はいつから始まりますか？
 補正予算の成立後、1週間程度で申請受付を開始します。
※申請期間中は、申請後、2週間程度で給付することを想定しています。
 ※申請書の銀行口座に記入済み

申請に必要な情報を教えてください。
 住所や口座番号（※）に記入、以下をご用意ください。
※法人名義、個人事業主・個人名義で確認します。

個人の方
 ①法人番号、②2019年の確定申告書類の控え、
 ③前月の事業収入額を示した帳簿等

個人事業主の方
 ①本人確認書類、②2019年の確定申告書類の控え、
 ③前月の事業収入額を示した帳簿等
※③については、法人、個人事業主ともに、控えは問いません。
 ※今後、変更・追加の可能性ががあります。

申請方法を教えてください。
 Web上での申請を基本とし、必要に応じ、個別に相談窓口にて
完全予約制の申請支援（必要情報の入力等）を行う窓口
 を設けています。 ※申請にあたり、Q&Aを必ずお読みください。

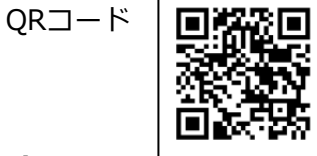
その他、申請に必要な事項の詳細等については、
 4月最終週を目途に確定・公表しますので今しばらくお待ち下さい。

新型コロナウイルスへの対応に伴い、経営面でも多くの影響が出ているものをご推察いたします。

メール等やホームページでもお伝えしておりますが、この新型コロナウイルスによって影響を受ける事業者様に向けた助成金や給付金、各種期限の延長、猶予措置等の支援策が多く出ております。

経済産業省のホームページにまとまっておりますので、ぜひご利用いただければと思います。

■ 経済産業省HP <https://www.meti.go.jp/covid-19/>



■ 支援策 まとめパンフレット
<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

〈 掲載されている支援策（抜粋） 〉

- ・ 事業規模を縮小せざるを得なくなった際の従業員の休業手当への助成
- ・ お子様の休校措置で仕事を休まざるを得なくなった従業員の方に、年次有給休暇とは別の有休休暇をさせた際の賃金助成
- ・ 税金、社会保険、公共料金などの申告・納付期限延長や納付猶予
- ・ 本国への帰国が困難な外国人技能実習生の在留資格変更、入国前の実習生の「在留資格認定証明書」の有効期限延長
- ・ 資金繰りへの相談、各種融資の案内 などなど

～活動のご報告②～
《 新規会員様 のご紹介 》

【 3月度 入会会員 】
 山形安全協力会 様 23 社

【 第10期 会員数推移 】

月	会員数	増減
2019年9月まで	1,898	+ 42
2019年10月	1,905	+ 7
2019年11月	1,913	+ 8
2019年12月	2,008	+ 95
2020年1月	2,005	- 3
2020年2月	2,084	+ 79
2020年3月	2,059	- 25
第10期計		+ 203

〈事務局からのご挨拶〉でも触れておりましたが、第10期は累計で203社にご入会いただき3月末での会員数は2,059社、**3期連続での会員増**となり、**期末会員数では過去最大**となっております。会員募集での皆様のご協力に感謝申し上げます！

■ ■ 事務局からのお知らせ ■ ■

ホームページ、Facebookページにてお伝えしておりますが、新型コロナウイルスへの対応として、現在、事務局は在宅勤務体制をとっております。

ご連絡につきましては、極力メールにて行わせていただいております。郵送・FAX等につきましては対応が大幅に遅れることがございます。

事務局宛のお電話につきましては、事務局長の携帯電話に転送させていただいております。

ご不便をおかけしますがよろしくお願いいたします。

■ ■ 今月の事務局長 ■ ■



上でもお伝えしております通り、在宅勤務体制につき、自宅にて業務を行っております。移動も少なく太るかなと思いきや、筋トレに精を出し、少しシルエットがすっきりしたのではないかと思います。早くこの状況が改善し、また皆様とお会いできることを楽しみにしております！

発行・お問い合わせ先：
（一社）日本在来工法住宅協会

〒108-0074
 東京都港区高輪2丁目14番18号 グレイス高輪207
 TEL : 03-6408-0285 FAX : 03-6408-0286
 E-mail : zairai@jtha.jp HP : www.jtha.jp